

# 「第二期地方分権改革」への提言

## — 住民本位の豊かな地域づくりの実現に向けて —

「住民本位の豊かな地域づくり」が、全国各地で展開されるためには、国の画一的で硬直的な中央集権体制を抜本的に改革し、分権型社会へ転換を図らなければならない。

地方分権改革推進法は、「地方分権改革の推進は、（略）地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととしており、地方分権の推進こそ国民の求める日本再生の道である。

地方分権改革推進委員会においては、第1次勧告が出されたところであり、これから数次にわたる勧告が行われる予定であるが、政府及び地方分権改革推進委員会においては、以下の提言を踏まえ、全力を挙げて第二期地方分権改革に取り組まれることを強く求める。

### 1. 第1次勧告について

#### (1) 地方分権改革推進法の趣旨に沿った具体化を

地方分権改革推進委員会は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての地方政府の確立を目指し、昨年11月に「中間的な取りまとめ」を行い、本年5月には第1次勧告を提出し、これを受けて、政府は地方分権改革推進要綱（第1次）を決定した。

今後、地方政府の確立に向け、国の行政システムが変革され、地方分権改革が進展することを期待するものであるが、今般示された地方分権改革推進要綱では、農地制度をはじめ、第1次勧告よりも表現が曖昧になった部分もあるなど、各省庁が何ら具体的な根拠も示さないまま激しく抵抗しており、実現に向けて課題が多いのも事実である。また、権限移譲についても一定の方向性は示されたものの、全国知事会が今年の提言で求めた権限移譲の項目からみれば不十分であり、権限と本来表裏一体の関係にある財源や組織・人員等については明確にされていない。

政府は表現が曖昧となっているすべての権限移譲について早急に結論を明確にするとともに、移譲範囲を広げるよう求める。

## (2) 具体的な移譲内容を明らかに

特に、道路・河川の権限移譲については、第2次勧告までに具体案を得ることとなっているが、財源や人員等の移譲について曖昧なままでは、権限の移譲は進むはずもなく、このような中途半端な事態は、これから行われる本格的な出先機関の廃止・縮小にブレーキをかける恐れさえあると考える。

したがって政府は、移譲範囲を出来るだけ広げる努力をするとともに、移譲対象河川や道路の整備・管理に係る事務量、必要人員、予算等を明らかにした上で、移譲前と同水準の事務を執行するために必要な財源措置等の基本を速やかに示し、全国知事会さらには都道府県と移譲について協議することを強く求める。

## (3) 基礎自治体への権限移譲の促進を

第1次勧告に示された、基礎自治体優先の原則及び市町村への権限移譲を進める方向性については、住民の意思が反映できる、自由度の高い行政運営が可能となるよう、全国知事会は市町村との十分な連携を図る中で、積極的に推進していくものであるが、政府においても様々な規制を排除し、財政措置、人的支援などについて、地方の意見を踏まえ、必要な推進方策を示すよう求める。

## 2. 第2次勧告に向けて

地方分権の推進のためには、権限移譲と財源移譲そして国・地方を通じた組織の抜本改革は不可分のものであり、地方分権改革推進委員会においては、以下の事項に留意し第2次勧告を速やかに行うとともに、政府においては勧告の取りまとめに向け同委員会を積極的に支援するよう求める。

### (1) 国の出先機関の抜本的な見直しを

国の出先機関の見直しは、第二期地方分権改革にとって最も重要なテーマの一つであり、二重行政の排除や、地域の主体性を尊重した分権型行政システムの構築は、住民本位の地域づくりのためには欠かせないものである。

既に、全国知事会では、8府省17出先機関を対象として示した「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）を取りまとめ、提案したところであるが、地方分権改革推進委員会は第2次勧告において、この提言を踏まえ、出先機関の抜本的な改革につながる勧告をすべきである。また、勧告においては、権限移譲に併せて、必要となる財源を一体的に移譲することや、組織・人員の徹底した合理化の推進など大胆な改革についても明確にすべきである。

さらに、政府においては、「基本方針2008」に基づき、国の出先機関の抜本的な改革を実現するための計画を策定することとされているが、この計画

においても、見直しに伴う地方に対する財源手当てや組織・人員について明確に位置づけるとともに、政治主導で、改革の具体的な内容とスケジュールを計画に明記すべきである。併せて、具体的な事務事業・税財源・職員の移譲等を進めるに当たっては、国と地方との間に検討・協議のための組織等を設置するなど、具体的な進め方や手順等を事前に十分に協議すべきである。

## (2) 法制的な仕組みの横断的な見直しを

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大については、第1次勧告で示されているとおり、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自由度を拡大する姿勢に立ち、「全国的に統一して定めることが必要な場合」等、義務付け・枠付けを許容するメルクマールについては、極力限定的にとらえて見直しを行うべきである。

また、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、合議制の第三者機関の設置等、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮の上で、地域の実情を踏まえ、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すべきである。

## (3) 地方税財源の充実強化等を

地方分権の推進を図るためには、税源移譲を含め、地方税財源の充実強化を図ることが必要不可欠であり、今後の勧告において国と地方の税源配分について、まずは5：5を目指した、地方税財源の充実強化を適時適切に勧告すべきである。

その際には、地方消費税の充実等による税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことを基本方向とすべきである。

三位一体の改革においては、国庫補助負担金の削減に見合う地方税・地方交付税が措置されるべきであったにもかかわらず、地方交付税が削減され、地域間の格差が拡大してしまっただが、「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準に固執せずこれを見直し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、住民本位の地域づくりが可能となるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すべきである。

併せて、地方交付税が地方の自主財源であることを明確化するため、「地方共有税」の導入を求めるべきである。

また、国庫補助負担金に関しては、事務の執行に必要な財源を移譲した上で、国庫補助負担率の引き下げ等ではなく、総件数を半減するなど大幅な整理合理化を推進すべきである。

なお、国と地方の役割分担の中で、国の役割と整理される事務の財源については、全額を国が負担すべきである。

さらに、直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも速やかに廃止すべきである。

#### **(4) 地方との協議の場の設置を**

地方の負担を伴う新たな事務事業等については、その企画・立案段階から地方と協議を行うとともに、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すべきである。

平成20年7月18日

全国知事会

### 道路・河川の権限移譲に関する経過

	政府・国土交通省	知 事 会
6月20日	地方分権改革推進要綱（第1次） 閣議決定  直轄国道、一級河川の見直しの具 体的な方向について（P3）	道路・河川の権限移譲に関す る今後の対応について（P1）  道路・河川の都道府県への権 限移譲に関する要請（P15）
7月 3日	国土交通省の回答（P19）	
7月 9日		再資料要求（P29）  道路・河川の権限移譲に係る 緊急アピール（P31）
	国土交通省の回答（？）	



## 道路・河川の権限移譲に関する今後の対応について

日頃より、地方分権改革の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、表記の件につきましては、6月16日付けで各知事様に意見照会を行いましたところ、短期間で御回答をいただきありがとうございました。各知事様からの御回答につきましては、今後の進め方について、「基本フレームの決定にあたっては、十分な時間をとるなど、各都道府県の意見を十分反映させること」、「大規模災害など非常時における国の責任を明確にすること」などの留意事項を頂いてはおりますが、原案に対しほとんどの都道府県から了解の御意見を頂きました。

政府の地方分権改革推進本部におきましては、本日、「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定したところであり、道路・河川の権限移譲に関し、今後、政府と地方公共団体との意見調整が始まります。

これらへの対応につきましては、7月に開催予定の地方分権推進特別委員会で改めて議論したいと考えておりますが、それまでの当面の方針については、先に提案した趣旨に沿って、下記のとおりとさせて頂きますのでご了解願います。

### 記

- 1 政府との協議は、まずは、全国知事会が行う。
- 2 この場合、全国知事会から政府に対し、移譲の範囲、財源措置、技術の確保方策を含め、移譲に係る基本的な事項全般についての考え方の提示を求める。
- 3 政府から提示された内容をもとに、地方分権推進特別委員会を中心に、各都道府県の意見を聞き、移譲にあたっての基本的な考え方をまとめる。
- 4 各都道府県は、基本的な考え方をもとに個別事情も踏まえ、政府と協議を行う。

平成20年6月20日

各都道府県知事様

全国知事会地方分権推進特別委員会  
委員長 京都府知事 山田 啓二





平成20年6月20日

全国知事会事務総長 殿

国土交通事務次官

直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について

国土交通省においては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しを行うこととしているので、別紙（「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」）について貴会の意見を求めます。

なお、見直しの具体的な方向について貴会の意見を聞きながら取りまとめた後、個別の対象道路、対象河川について、関係地方公共団体と調整を行った上で具体案を得ることとしておりますので、併せてご連絡いたします。

（参考資料）

- 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）
- 地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）



# 直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向

---

国土交通省  
平成20年6月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## ○基本的な考え方

- ・ 国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・ 全国的に重要性の高い中核・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

## ○見直しの考え方

- 国が責任を持つべき道路…(1)高規格幹線道路  
(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路  
(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路…主に地域内交通を分担する道路  
(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

## ○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管  
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

# 直轄国道の見直しの具体的な方向(2)

## 直轄国道の要件

(合計:約21,500km)

対応(案)

(1) 高規格幹線道路の  
区間

引き続き直轄管理

(2) 県庁所在地等の  
重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

### 直轄区間要件の適用の厳格化

以下の要件に該当する区間が都道府県等への移管候補

- 基準① 同一都府県内に起終点がある区間
- 基準② バイパスの現道区間
- 基準③ その一部が都府県等管理となっている路線の区間
- 基準④ その他重要都市の要件を厳格に適用する区間

→ 直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補

関係都道府県等の  
意見を聴いた上で  
移管

広域的な交通の状況や  
災害時における高速交  
通の代替機能等につい  
て十分配慮しつつ、都  
道府県等と調整

事業中の箇所もあること  
から、移管の時期や方  
法について検討

(3) 重要な港湾・空港と(1)、  
(2)を効率的・効果的に  
連絡する一般国道の区間

引き続き直轄管理

## ○基本的な考え方

- ・ 河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

## 国と地方の役割分担の見直し

## 社会情勢の変化

## ○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

## ○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管  
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

対 応 (案)	留 意 事 項
<p>○一の都道府県で完結する53水系 ⇒できる限り都道府県に移管</p> <p>※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要</p> <p>⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理</p>	<p>個別河川の地方への移管に当たっては、</p> <p>①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備</p> <p>②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要</p>
<p>○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系</p> <p>○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系</p> <p>○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系</p> <p>⇒都道府県への移管候補は、40%程度</p>	<p>●水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討</p>





# 参考資料

## 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

### 第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

#### 1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

#### （2）地域づくり分野関係

##### 【道路】

- 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し、原則として都道府県に移管する。個別の対象道路については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

##### 【河川】

- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

# 地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

## 第2章 重点行政分野の抜本的見直し

### （2）まちづくり分野関係

#### 【道路】

直轄国道の要件は、

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と(1)(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。

上記の考え方に沿ってこの要件を見直し、直轄国道の都道府県への移管を行うべきである。

これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。なお、下記勧告による検討状況を踏まえ、直轄国道の都道府県へのさらなる移管を検討すべきである。〔国土交通省関係〕

○ 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の(2)及び(3)を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第1条の2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

## 【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。〔国土交通省関係〕

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注；点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）



国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

## 道路・河川の都道府県への権限移譲に関する要請

本日開催された地方分権改革推進本部会議において、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて地方分権改革推進要綱が決定されました。

この地方分権改革推進要綱においては、「個別の対象道路（河川）については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされております。

全国知事会としては、道路・河川の権限移譲が、政府と関係都道府県との協議のみにより行われることによって国民に見えない形で行われることのないよう、また、政府と関係都道府県との協議が統一した考え方のもとに行われることとなるように、まずは、全国知事会が政府の基本的な考え方を伺うことといたしました。

つきましては、道路・河川の都道府県への権限移譲に関し、移譲の範囲、財源措置、技術の確保方策を含め、移譲に係る基本的な事項全般についての考え方を提示していただくよう要請します。

平成20年6月20日

全国知事会地方分権推進特別委員会  
委員長 京都府知事 山田 啓二



## 資料要求について

道路、河川の都道府県への権限移譲について、平成20年6月20日付けで移譲に係る基本的な事項についての考え方を提示して頂くよう要請を行ったところであります。

まず基本的なものとして、以下に掲げる事項について、資料を提供していただくようお願いいたします。

なお、今後、提供いただいたものをもとに、全国知事会における議論等を踏まえて、追加の照会を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

### 移譲の範囲について

- ・ 国と地方の役割分担の現行の考え方（基準）と、今回、具体的にどのような見直しを行うのかについて、ご教示願います。
- ・ 特に見直しにあたり、移譲の範囲を提示案に限定する理由も具体的に明記願います。

### 財源措置について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の財源が措置されているのか、また、今後どの程度の財源が必要であるのか、ご教示願います。
- ・ その上で、移譲にあたって必要となる財源措置についての考え方をご教示願います。

### 技術を確保するための方策について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、管理等に必要な技術・資機材等の現状について、ご教示願います。
- ・ 必要な技術・資機材等の移譲方法について、考え方をご教示願います。

### 組織・人員について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の組織・人員で管理されているのか、ご教示願います。
- ・ また、移譲にあたってその人員の移行等について、ご教示願います。

### 非常時における国の責任

- ・ 大災害など非常時における国の役割について、ご教示願います。

### その他

- ・ 道路・河川の権限移譲にあたり、一級河川としての位置づけに変更を加えることはないのかなど、法制上の位置付けがどのようなものになるのかについてご教示願います。





# 道路・河川の都道府県への権限移譲に 関する要請に対する国土交通省の回答



### 移譲の範囲について

- ・ 国と地方の役割分担の現行の考え方（基準）と、今回、具体的にどのような見直しを行うのかについて、ご教示願います。
- ・ 特に見直しにあたり、移譲の範囲を提示案に限定する理由も具体的に明記願います。

### 【道路】

1．現行の直轄国道の要件は、次の（１）から（３）のとおりです。

（１）高規格幹線道路の区間

（２）県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

（３）重要な港湾・空港と（１）（２）を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

このうち、（２）の「重要都市」については、平成１１年の道路審議会「直轄管理区間の指定基準に関する答申」にあるように、広域交通の拠点となる次のような都市としているところです。

- ・ 地方中核都市（都道府県庁所在地、北海道の支庁所在地に加え、人口概ね３０万人以上の市）
- ・ 地方における中核的な都市（人口概ね１０万人以上かつ昼夜間人口比１以上の市）を考慮
- ・ 半島地域等の中心となる市

2．今回、直轄国道の見直しに当たり、全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、引き続き、国が責任を持つべきである一方、主に地域内交通を分担する区間については、都道府県等へ移管する候補とすべきと考えております。

3．具体的には、上記（１）及び（３）については、全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークに該当し、引き続き、国が責任をもって整備・

管理すべきと考えております。上記（２）に該当する区間のうち、主に地域内交通を分担している区間が移管候補になると考えており、それを類型化したものが、同一都府県内に起終点がある区間、バイパスの現道区間、その一部が都府県等管理となっている路線の区間、その他重要都市の要件を厳格に適用する区間、です。

このうち、については、起終点となっている「重要都市」について、上記１．の要件を厳格に適用し、その結果、対象外となることが考えられる区間です。

## 【河川】

- 1．河川の管理は、災害から国民の生命・財産、社会経済活動を守ること等を目的として行われるものであり、国民の安全、安心の確保等について国が責任を持つべきとの考え方から、国土保全上又は国民経済上重要な水系を一級水系として指定し、特に重要度の高い区間を直轄管理区間として国が直接河川管理を行ってきたところですが、今回の地方分権の議論の中で、「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川について、国が責任を持つべき河川を除き、できる限り都道府県に移管することとしました。
- 2．なお、国が責任を持つべき河川については、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系を対象としているところです。

## 財源措置について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の財源が措置されているのか、また、今後どの程度の財源が必要であるのか、ご教示願います。
- ・ その上で、移譲にあたって必要となる財源措置についての考え方をご教示願います。

- 1 . 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河川は特定されておりません。
- 2 . また、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や災害対応などの要因で短期的に事業量の変動するため、移管が想定される道路、河川の「整備・改修」に係る現行の事業費、及び今後どの程度の事業費が必要であるかについて、正確な数値をお示しすることはできません。
- 3 . なお、参考までに、「維持管理・維持修繕」に係る事業費は管理延長に概ね比例すると想定されるため、  
道路については、平成20年度予算における直轄区間全体の維持管理費約2,700億円から試算すると、該当区間の維持管理に現在投下されている事業費はその約15%に相当する約400億円と見込まれます。  
河川については、平成20年度予算における53水系の直轄区間全体の維持修繕費約500億円から試算すると、該当区間の維持修繕に現在投下されている事業費はその約20%に相当する約100億円と見込まれます。
- 4 . いずれにせよ、移管に伴う財源等の取扱いについては、今後の政府全体の議論や地方分権改革推進委員会での議論、関係都道府県等との調整を経て、方針が決まっていくものと考えております。

### 技術を確保するための方策について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、管理等に必要な技術・資機材等の現状について、ご教示願います。
- ・ 必要な技術・資機材等の移譲方法について、考え方をご教示願います。

### 【道路】

- 1．道路は、わが国の経済・社会活動を支える基盤であることから、高い信頼性と安全性を確保するため、適切な管理を実施する必要があります。
- 2．特に、今後、老朽化した道路ストックが急増することも踏まえ、  
トンネルや橋梁等の構造物の点検  
老朽化した構造物の維持・更新  
コストの上昇を抑制しつつ、これら管理の計画的な実施 等  
において、ライフサイクルコストの観点からの適切な管理手法や長寿命化のための修繕方法等についての専門的な技術や経験等が必要不可欠であることから、これまで蓄積された道路管理の技術を活かしつつ、今後とも、地方公共団体とも協力しながら施策を進めてまいります。
- 3．なお、現時点において、移管の対象となる個別の区間は特定されていないことから、具体の管理等に必要な技術・資機材等について、お示しすることはできません。

### 【河川】

- 1．河川管理を適切に行うためには、平常時から河川管理施設等を適切に監視するなど維持管理のために必要な技術、良好な河川環境の整備と保全のために必要な技術、現場ごとに異なる条件に最も適した工法により河川工事を実施する技術、災害発生時に迅速かつ適確な対応を行うための危機管理に関する技術など様々な技術が求められ、それらを実施するための資機材等も日常的に用いるものから災害時に用いるものまで多岐にわたってい

ます。

- 2 . 一方、河川は、自然公物であり、流域の地形、地質、気象等の自然条件や氾濫域の人口、資産の集積等の社会条件が河川ごとに様々に異なることから、河川ごとに必要となる技術等が大きく異なります。また、災害が国レベルでは毎年のように発生しているのに対し、地方公共団体では何年に一度経験するかどうかというような状況であり、特に災害時の河川管理に関して有する技術に大きな格差が生じています。
- 3 . 河川の都道府県への移管に際しては、河川管理に必要な技術等を有し適確な河川管理がなされることが前提と考えておりますが、個別の河川ごと、又は地方公共団体ごとに事情が異なることから、技術支援に関しての具体的な調整は、個別に実施する必要があると考えております。
- 4 . また、河川管理に必要な技術等については、水害の現場の経験を基礎として組織的に経験の共有と分析を行うことにより維持向上されていくものであり、容易に技術が伝承できる性格のものではありませんが、従前より、国で蓄積された河川管理に関する技術をマニュアル等にして反映するなど都道府県の河川管理に対しても支援をしてきており、今後もその方針に変わりはありません。

### 組織・人員について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の組織・人員で管理されているのか、ご教示願います。
- ・ また、移譲にあたってその人員の移行等について、ご教示願います。

- 1 . 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河川は特定されておられません。
- 2 . さらに、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や災害対応などの要因で短期的に事業量が変動するため、移管が想定される道路、河川の「整備・改修」に係る現行の組織、人員について、正確な数値をお示しすることはできません。
- 3 . また、道路の維持管理、河川の維持修繕に関しては、例えば、国道事務所・河川事務所等の管理部門や業務発注部門の職員などは、「維持管理・維持修繕」と「整備・改修」のいずれにも携わっているため、「維持管理・維持修繕」に係る現行の組織、人員をお示しすることも困難であることをご理解いただきたいと思います。
- 4 . いずれにせよ、今後、地方分権改革推進委員会での議論や、関係都道府県等との調整を踏まえながら、具体的な移管対象や、移管に伴う組織、人員の取扱いを検討していきたいと考えております。



## 非常時における国の責任

- ・ 大災害など非常時における国の役割について、ご教示願います。

### 【道路】

- 1．災害への対応は、道路管理にかかる重要な責務の一つであることから、まずは、道路管理者による迅速かつ的確な対応が求められるものであると考えております。また、災害に対しては、事前の対策により、その発生を未然に防ぐことが重要であり、災害への予防対策を計画的かつ着実に実施することが道路管理者の責務であると考えております。
- 2．なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

### 【河川】

- 1．水害等の発生に対しては、事前の予防対策により日頃からその発生を未然に防ぐことが重要であり、河川改修など水害等への予防対策を計画的かつ着実に実施することが当該河川を管理する者の責務であると考えております。また、水害等の発生時の対応については、規模の大小にかかわらず、平常時の河川管理を通じて得た情報に基づいて迅速かつ適確な対応を行うことが必要であると考えております。
- 2．なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

## その他

- ・ 道路・河川の権限移譲にあたり、一級河川としての位置づけに変更を加えることはないのかなど、法制上の位置付けがどのようになるのかについてご教示願います。

## 【道路】

移管後の道路の種別については、個々の区間毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することになります。

## 【河川】

国から都道府県への移管にあたっての位置づけは現在検討しているところです。

## 国土交通省への資料要求について

道路、河川の都道府県への権限移譲に関する質問について、平成20年7月3日付で回答をいただいているところですが、再度質問をいたします。

なお、今後、全国知事会における議論等を踏まえて、以下に掲げる事項以外の項目についても、追加の照会を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

### 移譲の範囲について

直轄国道について、主に地域内交通を分担しているとして類型化した ~ 以外の区間については、全国的に重要性の高い中枢・根幹ネットワークに該当するとした具体的な理由を示してください。

直轄国道について、要件のうち「効率的・効果的に連絡する」とは具体的にどのような基準で判断するかを示してください。

道路については、地方分権改革推進要綱（第1次）においては「第1次勧告の方向に沿って、指定を見直し」となっていますが、第1次勧告が重要都市を「都道府県庁所在地及び人口おおむね30万以上の市」と定義しているのにもかかわらず、平成11年道路審議会答申に掲げられている「地方における中核的な都市」及び「半島地域等の中心となる市」を加えて定義している理由を示してください。

国が責任を持つべき河川について、

- ・ 氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
- ・ 広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- ・ 急流河川等の河川の管理に高度な技術力が必要となる水系

の具体的な基準を示してください。

移譲が想定される道路・河川について、「現時点では、特定されていない」としながら、事業費について、道路については直轄区間全体の15%、河川については53水系の直轄区間全体の20%に相当するとの具体的な数字が示されています。この数字を導くに至った具体的な根拠を示してください。

### 財源措置について

全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、

河川については河川ごとに、

過去10年間の整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳、事業概要

既決定の事業計画上の今後の事業費、財源内訳、事業概要及び事業完了予定年度

を示してください。なお については、緊急の災害対策などを除き、現時点で判明しているものについて示してください。

道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について、政府内の関係府省で調整のうえ、財源措置についての基本的な考え方を示してください。

## 技術を確保するための方策について

全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、道路については各区分ごとに、河川については河川ごとに、現在の例えば除雪機器や除草機などの備品（例えば取得原価100万円以上の機械器具）などの管理状況を示してください。

## 組織・人員について

全ての一般国道、及び一級水系のうち一の都道府県内で完結する一級河川、おおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、これらの整備・管理等に係る全ての組織、具体的な業務、及び人員などを平成20年4月1日現在で、局、事務所、出張所ごとに示してください。

道路・河川の権限移譲に伴い、国の出先機関で余剰となる人員に対する国の対応について、基本的な考え方を示してください。

## 非常時における国の責任

大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力していくとされているが、支援の方策について具体的に示してください。

## その他

移管後の道路の種別については、個々の区分毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することとされていますが、その具体的な基準を示してください。

## 道路・河川の権限移譲に係る緊急アピール

地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、全国知事会は、直ちに国に対し、道路・河川に係る権限移譲の具体的な考え方や方法等を示すよう求めてきたところである。

しかし、現時点において国が示している考え方は、権限移譲の範囲が極めて限定的なものであり、これまで全国知事会が提言してきた「国の出先機関の抜本的見直し」につながるものではない。

また、権限移譲に当たって最も基本になる、財源や人員等についての扱いについては今後の検討課題とされるにとどまっており、これでは本格的な協議を開始することは難しい。

政府は、地方分権改革推進法の趣旨に沿って権限移譲の具体化が進むよう、以下の事項について、真摯に対応することを強く求めるものである。

### 記

- 1 権限移譲の範囲は、国の出先機関の抜本的な廃止縮小を見据えたものとする。
- 2 権限移譲に伴い、地方整備局予算から分割・移管する財源や人員、機材等について基本的な考え方を具体的に示すこと。
- 3 災害時における国の役割や基本的な支援体制を明確にすること。
- 4 以上の事項の検討を進めるに当たり必要な道路・河川に関わる予算・事務量・人員等の情報について、積極的に開示すること。

平成20年7月9日

全国知事会

会 長 麻 生 渡

地方分権推進特別委員会委員長

山 田 啓 二